

石川県公報

令和4年3月22日(火曜日)

号 外

(第26号)

目 次

規 則	訓 令
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則(人事課) 1	○石川県職員被服貸与規程の一部改正(人事課) 1 ○石川県職員健康管理規程の一部改正(同) 2

規 則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和四年三月二十二日

石川県知事 谷 本 正 憲

石川県規則第十四号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和四十二年石川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項第一号中「実施機関の長」を「実施機関」に改める。

別表第一第八号中「心筋こうそく」を「心筋梗塞」に、「肺そく栓症、大動脈りゅう破裂(解離性大動脈りゅうを含む)」を「重篤な心不全、肺塞栓症、大動脈解離」に、「脳血栓症、脳そく栓症、ラクナこうそく」を「脳梗塞」に改める。

別記様式第一号から別記様式第四号までの規定中「実施機関の長」を「実施機関」に改める。

別記様式第五号中「実施機関の長」を「実施機関」に改め、同様式(注意事項)3中「補償の」を「休業補償の」に改める。

別記様式第六号から別記様式第十五号までの規定中「実施機関の長」を「実施機関」に改める。

別記様式第十六号中「実施機関の長」を「実施機関」に改め、同様式(注意事項)6中「請求書」を「証書」に改める。

別記様式第十六号の二から別記様式第十八号までの規定中「実施機関の長」を「実施機関」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

訓 令

石川県訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員被服貸与規程(昭和37年石川県訓令第6号)の一部を次のように改正する。

令和4年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

別表第1の6の項中 「女子職員については、作業白衣に限る。」 を 「」 に改め、同表11の項中

看護師	看護衣	2	1	男子職員に限る。	を削り、
看護助手	看護靴	1	1		

「女子職員に限る。こころの病院デイケアセンターの職員を除く。」 を 「こころの病院デイケアセンターの職員を除く。」 に改め、同表16の項中

「女子職員については、作業白衣に限る。」 を 「」 に改め、同表31の項中

「男子職員に限る。」 を 「」 に改め、同表36の項中

「用務業務に従事する職員に限る。女子職員の作業服については、貸与数量を2着とする。女子職員の調理衣(下)については、貸与数量を2着とする。」 を 「用務業務に従事する職員に限る。」 に改める。

別記第1号様式中 「

所属長印	担当者印
------	------

」 を 「

所属長確認	担当者確認
-------	-------

」 に、 「

被貸与者受領印	返納年月日	担当者受領印
---------	-------	--------

」 を

「

被貸与者受領確認	返納年月日	担当者受領確認
----------	-------	---------

」 に改め、同様式備考3中「担当者受領印」を「担当者受領確認」に改める。

別記第2号様式中 「

所属長印	担当者印
------	------

」 を 「

所属長確認	担当者確認
-------	-------

」 に、 「

受領印

」 を 「

受領確認

」 に、

「

担当者受領印

」 を 「

担当者受領確認

」 に改める。

別記第3号様式中 「

所属長印	担当者印
------	------

」 を 「

所属長確認	担当者確認
-------	-------

」 に改める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令による改正前の石川県職員被服貸与規程の規定に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

石川県訓令第2号

庁 中 一 般
出 先 機 関

石川県職員健康管理規程（昭和53年石川県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月22日

石川県知事 谷 本 正 憲

別記様式第2号中「所属長 ㊦」を「所属長 ㊧」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令による改正前の別記様式第2号の規定により作成した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

